

## 平成20年度財務監査（9）の監査結果に基づき講じた措置

平成20年度財務監査（9）の監査結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

### 1 指摘事項

#### (1) 工事請負契約に係る契約事務の適正化について

練馬第二小学校の教室床浮陸調整工事および教室床貼り工事において、簡易工事書により4件の別個の工事として行われていた。これらの工事について、工事台帳等関係書類、工事現場等を調査したところ、教室の床の浮陸を調整した後に床材を貼り付けるものであり、これら4件の工事は一連の工事と見なされるものである。したがって、学校長による契約ではなく教育長の権限による契約である。さらに、契約をする前に工事が行われていたことも確認された。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。(練馬第二小学校)

教育委員会においては、学校における契約事務が適正に行われるよう適切に指導されたい。(学校教育部)

### 【講じた措置】

(練馬第二小学校)

今回の指摘事項について、改めて工事請負契約にかかる事務処理については、再度事務処理方法を確認し、練馬区立学校財務事務取扱要綱に基づき、学校事務の手引きに沿って進めていくように努めます。

なお、現在では、簡易工事書によらない契約については、施設課の指導を受け、起工書による工事施工を行っております。

#### (2) 工事請負契約に係る契約事務手続きの遵守について

旭丘中学校の電気工事、塗装工事において、簡易工事書により電気工事は3件、塗装工事は2件の別個の工事として行われていた。これらの工事について、工事台帳等関係書類、工事現場等を調査したところ、工事内容

から見てそれぞれ一体の工事として見なされるものである。したがって、簡易工事書による契約ではなく、起工書を作成し施設課に事前協議を行うべき契約である。

当該契約は練馬区契約事務規則に定められた委任額を超えるものではなかったが、起工書の作成と施設課への事前協議という契約事務手続きを不当に省略したものとなった。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。(旭丘中学校)

なお、学校の工事経費について年度末に近い時期に追加配当されていた。場合によっては事務処理や年度内の工事実施に大きな負担が生じると推察されることから十分に配慮し執行されたい。(学校教育部)

#### 【講じた措置】

(旭丘中学校)

今回の校庭照明工事については、以前からの計画で行ったものであり、他の電気工事は、校内からの要望により行ったため別の工事と考えていましたが、発注時期が同一など事務処理上での指摘を受けました。

今後は、学校契約における工事施工の流れ（発注日、工期等）を把握し、学校事務の手引きに沿って進め、学校長の事前の決定を明確にしていく所存です。

(学校教育部)

今回の指摘事項を受けて、学校教育部職員が両校へ訪問し、指摘事項の確認および事務処理の適正について説明してまいりました。

各学校へは年度当初に予算を配当し、校長（課長）権限で実施できる工事は、学校の責任において計画的な維持管理補修を行っていますが、管理監督者の責任および契約事務処理方法について、学校に改めて周知徹底してまいります。

まず、3月の合同校長会で「平成20年度財務監査(9)監査結果報告書」と「学校経理事務の適正な執行」について、通知文と口頭で管理監督者の責任について周知しました。併せて、各副校長、学校事務職員あてに通知し周知を図りました。

学校の工事経費の追加配当につきましても、主管課に計画的執行に努めるよう指導いたしました。

教育委員会といたしましては、今回の指摘事項を真摯に受け止め、契約

事務の透明性を図っていく所存です。